

都市計画法第66条に基づく追浜駅前交差点改良
の事業承認の告示に伴う説明会

令和3年11月18・21日

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所

追浜駅前交差点改良事業の概要

横須賀都市計画道路事業 3・3・7号横須賀横浜線

■ 国道16号

区 間 : 自) 神奈川県横須賀市追浜町三丁目
至) 神奈川県横須賀市追浜本町一丁目

計画延長 : 400m

幅 員 : 22m

車 線 数 : 4車線



平面図

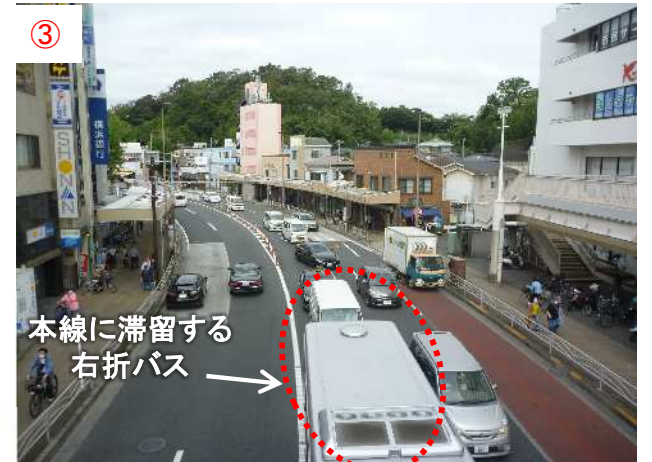
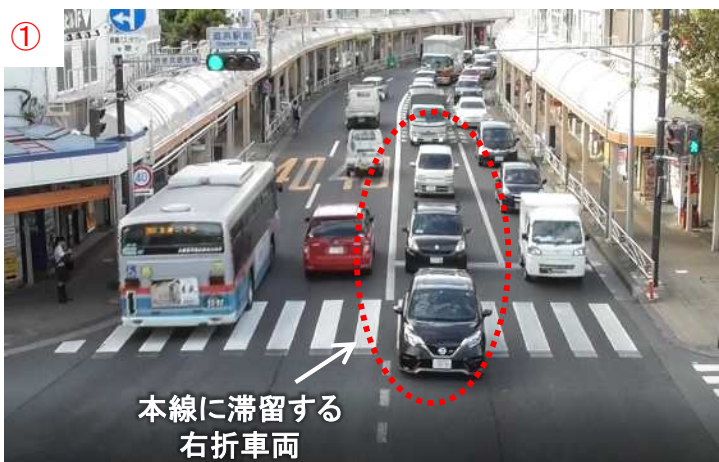
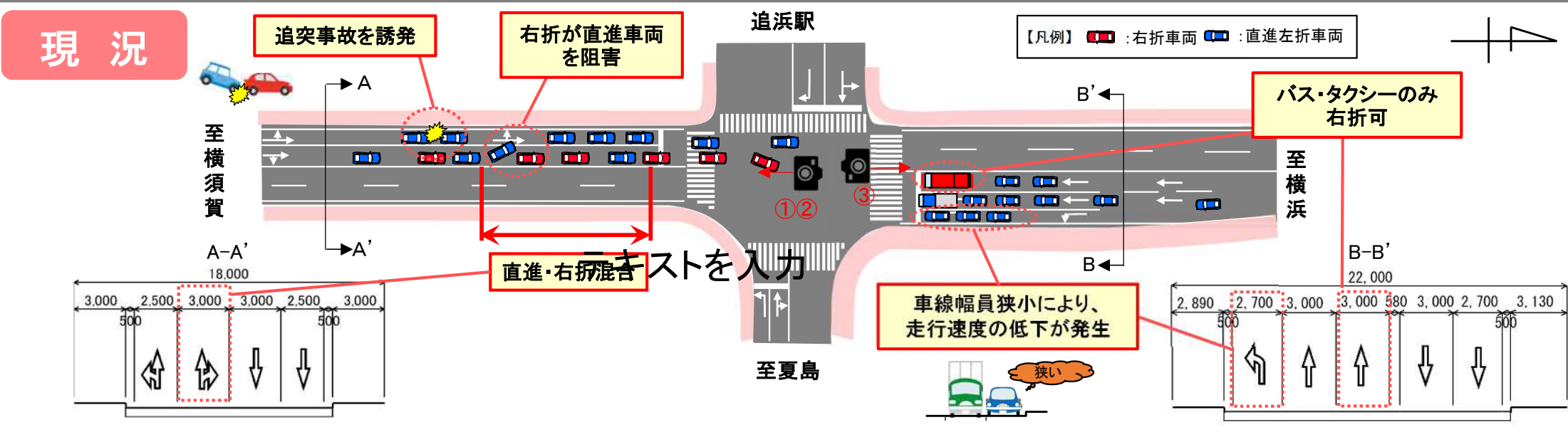


至横須賀



追浜駅前交差点付近の現状・課題

- 追浜駅前交差点は右折レーンが無いいため、右折待ち車両の直進阻害による慢性的な混雑や追突事故等が発生しています。
- 一部の車線は、車道幅員も狭いため、安全かつ円滑な交通の確保に支障をきたしています。

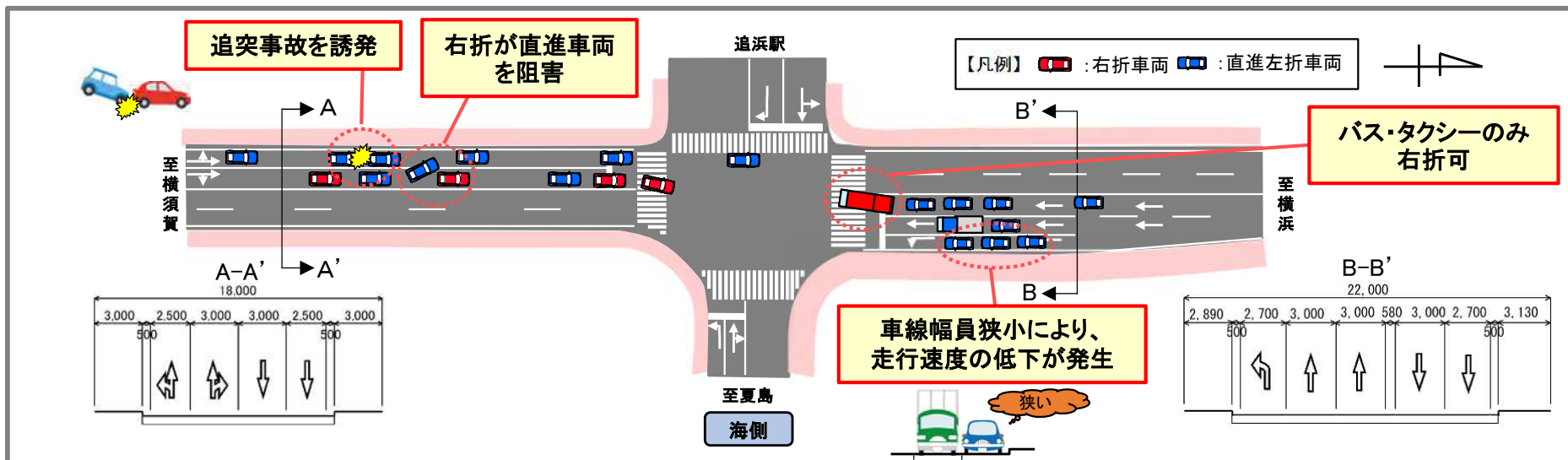


追浜駅前交差点改良の対策内容

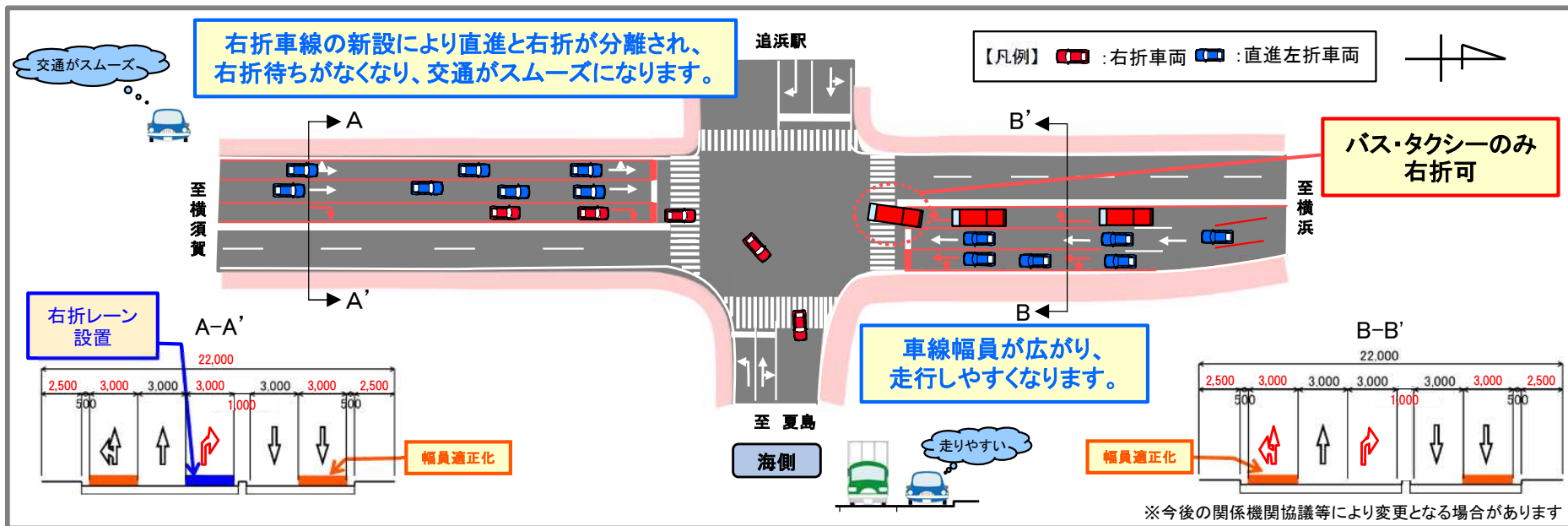
○追浜駅南側の国道16号を4m海側に拡幅し、次のような対策を行います。

- 追浜駅前交差点に右折レーンを設置し、右折車両の滞留場所を確保します。
- 車線幅員が狭い箇所については、車が安心して通りやすいように幅員を広げます。

現況



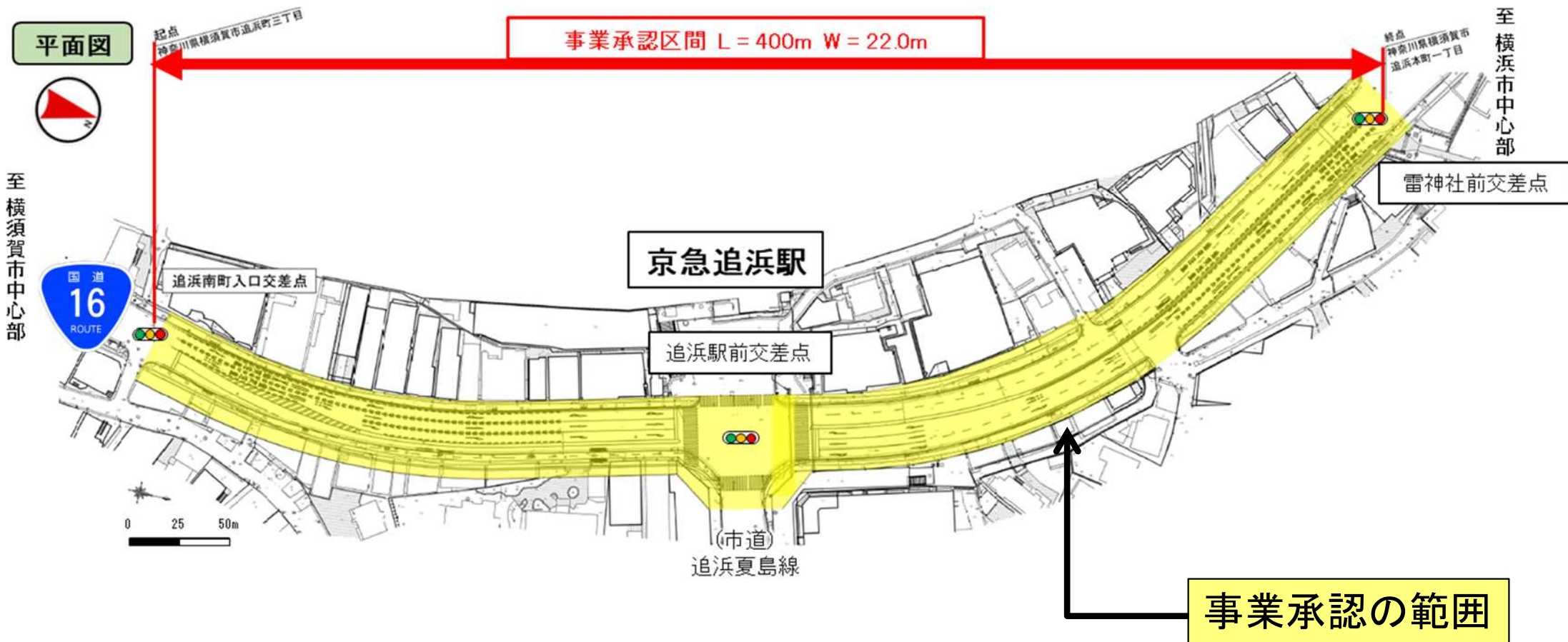
整備後



- ・右折レーン設置
- ・幅員適正化

※今後の関係機関協議等により変更となる場合があります

追浜駅前交差点改良の都市計画事業承認の範囲



⇒上記の「都市計画事業承認の範囲」について、都市計画法に基づく制限等*が生じます

*制限等に関する具体的な内容については、別途、土地建物所有者の皆様へ郵送にて資料を送付しております。

都市計画事業承認とは

- 都市計画法第59条に基づき、国土交通大臣が都市計画事業の承認を行い、都市計画法第62条に基づき、令和3年9月21日に告示がされました。
- 本説明会は都市計画法第66条に基づき、「事業の施行について周知させるための措置」として実施するものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、都市計画法に基づく制限等が生じます。
- 都市計画事業承認の告示をもって、土地収用法の適用対象事業となります。

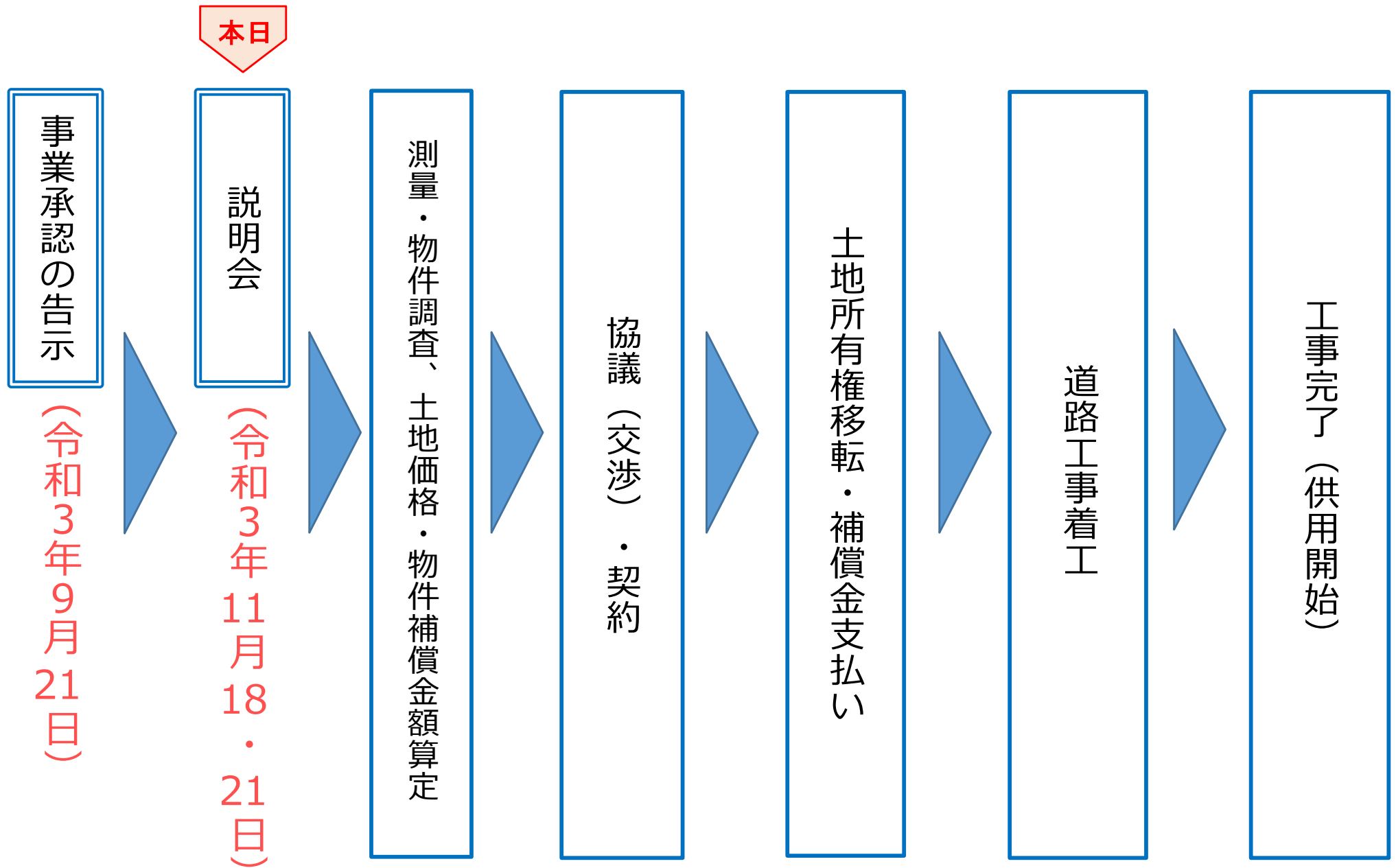
○建築等の制限(第65条)

令和3年9月21日以後は、事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、横須賀市長の許可が必要となります。

○土地建物等の先買い(第67条)

令和3年11月9日以後は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を横浜国道事務所に届けていただく必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限があります。

今後のスケジュール



その他

- この事業に関する関係図面は、横須賀市役所都市計画課で縦覧できます。
- 今後、用地の取得に伴い、土地の測量・物件調査にご協力をお願いいたします。
周辺地域の皆様にもご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- その他ご不明な点や詳細については、下記連絡先へおたずねください。

<連絡先>

事業計画に関すること	国土交通省横浜国道事務所	調査課
	電話	045-316-3537
用地補償に関すること	国土交通省横浜国道事務所	用地第一課
	電話	045-316-3533